

私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の 実用性・有効性向上の追求

横松 友義

山中らは、2011年の論文「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」において、幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順を開発した。本研究の目的は、山中らの開発した手順をより実用的でより有効な手順に発展させることである。執筆者は、岡山市と倉敷市のそれぞれにおいて、同市内の私立幼稚園園長から、園長の見解、保育者による協議、地域社会・保護者の声の各点について他園より重視していると言われる私立幼稚園、合計6園を選び、それらの園におけるアクション・リサーチを通して、山中らよりも実用的で、全対象園に有効な実効のある保育目標の明確化手順を開発している。

Keywords：実効のある保育目標明確化手順，私立幼稚園，実用性・有効性向上，
アクション・リサーチ

1. 本研究の目的と方法

今日の幼稚園教育においては、学校評価ガイドラインの公表された2008年以降、とりわけ、諸目標の実効性が重視されている。そして、年間指導計画とか期間指導計画とかの目標が保育目標を具体化するものであることを考えれば、保育目標に実効性があることが重要になるのは当然のことであるといえる。

そうした中で、山中ら¹⁾は、保育の実際に対応し、かつ、所属保育者が法規的にも教育思想的にも納得できるという二つの条件を満たす保育目標のことを実効のある保育目標とした上で、わが国の幼稚園教育において初めて、私立清和幼稚園でのアクション・リサーチによって、その明確化手順を開発している。なお、「実効のある保育目標」という概念を最初に用いたのは、渡邊らである。彼らは、保育園において、「保育の実際に対応し、しかも、所属保育士に納得できる保育目標」²⁾を「実効のある保育目標」と呼んでいる。山中らは、この概念を参考にして、幼稚園において前述の二つの条件を満たす保育目標として、実効のある保育目標という概念を用い、そ

の明確化手順を開発しているわけである。

彼らの手順の概要は、次のとおりである。園の保育にかかわる資料を収集し、その資料に基づいて、保育の実際に対応した保育目標案を作成した後、教育基本法的人格完成へ至るための基礎を培うという観点から、さらに、学校教育法第22・23条の5領域にわたる幼児の心身の発達を助長するという観点から、その保育目標案を検討・修正する。園の経営方針で、保育目標の妥当性を決定するのは園長であるので、彼らは、この作業を、園長と共に行い、園長の承認によって終了する。

この手順からも分かるように、山中らは、園の保育の実際にかかわる資料から保育目標案を作成することにより、保育目標が保育の実際から遊離することを回避している。加えて、その保育目標案について、わが国の幼稚園における保育目標の正当性の根拠となる幼稚園法規の観点から検討・修正する作業を取り入れることによって、法規的にも教育思想的にも納得できるものに発展させようとしている。さらに、保育目標案の検討・修正・確定を園の経営方針に基づいて行うことにより、明確化された保育目

標を園の所属保育者に納得して受け入れることのできるものにしてしている。以上のことにより、明確化された保育目標は、実際に効力あるものにするができると考えられているわけである。

そこで、執筆者は、この山中らの開発した具体的手順を、より実用的で、他園にも有効な手順に発展させるために、さらなるアクション・リサーチを実施することにする。

執筆者は、岡山市と倉敷市それぞれにおいて、同市内の私立幼稚園園長から、保育目標明確化の際に特に重視されるであろう園長の見解、保育者による協議、地域社会・保護者の声の各点について、他園より重視していると言われる私立園、合計6園に、アクション・リサーチへの協力を依頼し、承諾を得ている。対象園の経営方針の多様性確保に努めているわけである。その上で、山中らの開発した具体的手順を、対象園の保育の全体像が把握できる範囲内で、保育にかかわる資料収集の労力と時間を最大限に軽減できるより実用的で、対象園全園に有効である、保育目標明確化手順に発展させることを目的とする。なお、それら対象6園においては、すでに、実効のある保育目標の必要性について説明する園内研修を終えている³⁾。

本リサーチの計画の概要は、次のとおりである。まず、各園の外部支援者としての執筆者が、園の保育にかかわる資料の収集から保育目標案作成に至るまでの手順に関して、山中ら以上に園の保育についての既存資料を活用したり、新たに、園の保育の中で見学する必要がある場面のビデオカメラによる記録を園側に依頼したりすること等により、山中らの手順よりも実用的なものにする。次に、保育目標案を検討・修正する手順に関しては、園における保育の実際との対応という観点と教育基本法及び学校教育法の観点の他に、保育目標案の検討・修正の際に考慮する事項について問う面接を、各園の園長を対象に実施して、そのことを明らかにした上で、園としての最初の保育目標案の検討・修正を実施できる資料を作成する。それから、園ごとに、作成した資料について説明し、保育目標案を検討・修正する作業を依頼し、その回答を得て、不明な点について園に問い合わせ協議した上で、園長の承認をもって最初の段階の保育目標を確定する。最後に、それまでの作業から、対象6私立園に有効な、園としての最初の段階の保育目標明確化手順を定式化する。各園には、資料収集への協力、保育目標案を検討・修正する際に考慮する事項について問う面接への協力、園としての最初の保育目標案の検討・修正を依頼することになるわけである。

ここで、アクション・リサーチ結果を解釈・検討する観点について明確にしておく。アクション・リサーチは、一般化された法則を明らかにすることよりもむしろ、現実の変革を目指すものである。したがって、秋田⁴⁾が整理しているように、結果については、問題解消の「有効性」、コスト・パフォーマンス等からの「実用性」、場を共有する人や類似場面にいる人の「受容性」の観点から解釈すると共に、その検討は、「同じデータを分析したときにどの程度同じ結論にいたるかという内的一貫性としての信頼性」の観点から行うことが妥当であるといえる。その成果は、他者に受容・活用されていくことを通して、より適用範囲の広い、より一般的なものへと発展していく。

2. 先行研究における資料収集から保育目標明確化までの過程の概要⁵⁾

山中らが保育の実際に対応した保育目標案を得るために収集した資料は、次のものである。園のカリキュラム、保育実践記録(保育実践の映像も含める)、保育実践に関する聞き取り内容、園長が月一回朝日エリアコムで連載していたコラムの原本の一部、園長と山中らが園の保育目標及びその保育目標を達成するための保育の理論的枠組みについて語り合っている内容をICレコーダーに記録したもの。収集期間は、2009年6月から2010年3月にかけてである。

これらの収集資料の内から次の条件の一つ以上満たしているといえるものを保育目標案としている。育てることが必要であると何度も強調されている事がら。子どもに育っている力として強調されている力を育てる事がら。日常的に繰り返されている事がら。映像に記録されている事がら。

保育目標案作成の後、教育基本法の観点から、具体的には、「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」の観点から、保育目標案に欠けている所を明らかにし、修正している。この「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」は、前述の渡邊の所属する御南保育園において、実効のある保育目標を明確化する際に、教育基本法の観点について協議し共通理解を得ていくために考案されたものである⁶⁾。その中には、エリック・エリクソン及びジョアン・エリクソンによる発達課題のとらえ方と孔子による理想的成熟のとらえ方が取り上げられている。その理由は、次のとおりである。一つには、この3者が、人格完成へ至る人間であれば当然達成しているであろうという意味での、人格完成へ至るための必要条件を示すと考えられるからである。今一つには、その3者の述べられ

ている著書が、現在も購入可能で入手しやすく、一般的によく知られていることから、それらを手がかりに議論を進めていけば、人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について共通理解を得やすくなると考えられるからである。すなわち、教育基本法の観点について協議し共通理解を得ていくための資料として、実用的であるといえるからである。それらの資料を活用して、教育基本法の観点からの保育目標案の検討・修正を終了した後、学校教育法第22・23条の観点から、すなわち、5領域にわたる幼児の心身の発達を助長するという観点から、保育目標案を検討・修正している。

これらの保育目標案の作成とその検討・修正について、山中らは、園の経営方針により、園長と共に行き、園長の承認によって終了している。

なお、以上の手順により、当初「意欲のある子ども」であった私立清和幼稚園の保育目標は、次のように修正された。イ)「人として自立した生活を営むために、基本的な生活習慣や生活リズムを身に付ける。」ロ)「身体を目いっぱい使って活動することを通して、体力や気力を養う。」ハ)「自然事象や美しいものに触れることによって五感を開く⁷⁾。」ニ)「美しいものや感動したものを表現しようとする意欲を養う。」ホ)「他人の気持ちや考えを尊重する心や態度を養う。」ヘ)「日本の伝統的な文化に親しむ心を養う。」ト)「他の生物の命を頂くことによって、自分の命が維持されていることに感謝する心を養う。」

3. 資料収集から保育目標案作成に至るまでの手順における実用性向上のための工夫

対象6私立幼稚園の保育の全体像が把握できる範囲内で、保育にかかわる資料収集の労力と時間を最大限に軽減するために、次の工夫を行っている。保育実践そのことの記録以外の既存資料をできる限り活用すると共に、見学する必要がある場面のビデオカメラによる記録を園の保育を理解する保育者に依頼する。資料収集期間は、2012年6月から2013年3月にかけてである。

収集資料は、次の通りである。カリキュラム、年間の指導計画が分かるもの(年間指導計画か期間指導計画)、園だより1年間分(園の目指すことが変わっていない場合、前年度のものでも良いことにした)、園の保育の特色を示すその他のもの(例えば、ホームページを印刷したもの、園紹介パンフレット、入園案内、入園ハンドブック、記念誌、園長の考え方を記したもの、園紹介記事、週案書式の記入例)、所属保育者がビデオカメラによって園の保育を記録したもの(6月頃から年度末にかけて次の視点から

記録したもの[園が重視している保育、それぞれの時期の園の特徴的な保育、自由活動か設定保育かの内で記録の少ない方の追加])、不明な点についての聞き取り内容。加えて、執筆者が、2か月に1回程度、各園で保育実践を見学し、必要に応じてビデオカメラ等で記録を行っている。

さらに、より効率的に実効のある保育目標案を作成するために、以上の資料から、現在の保育目標の具体的な中身を追求する方向性で、保育目標案を導き出す。

4. 園としての最初の保育目標案の検討・修正のための資料の作成

保育目標案を検討・修正する際に考慮する事項は、園によって異なる。明確化された保育目標を園の所属保育者に納得して受け入れられるものにするためには、各園において、考慮する必要のある事項すべてを考慮して、保育目標案を検討・修正する必要があると考えられる。そこで、園ごとに、保育目標案を検討・修正する際に考慮する事項を明らかにすることにした。

まず、執筆者は、幼稚園教育要領において、環境を通しての教育という考え方が打ち出された1989年以降の保育目標関連著書を、次のキーワードで可能な限り収集してきた。教育課程、保育課程、保育計画、保育 and カリキュラム、幼児教育 and カリキュラム、保育 and 経営、保育 and マネジメント、園 and 経営、園 and マネジメント。なお、『幼稚園教育要領解説』は、全国共通の基本中の基本が示されているので、加えている。2012年11月現在で、その総数は、43であり、参考までに、学校評価ガイドライン公表の2008年以降出版のものを表1に示す。

続いて、それらの著書内で保育目標明確化そのことについて記述している部分に注目し、そのことを左右する事柄としてあげられていることを次のように整理した。

①設立・建学の精神、②園長の考え方、③関係法規や関係施策、④地域社会の願い、⑤保護者の願い、⑥幼児教育に関する専門的知識の裏づけ、⑦幼児を取り巻く環境(家庭、地域社会)の実態、⑧幼児の生活の実態、⑨入園している幼児の現実の姿、⑩園環境(施設、設備、保育者の年齢構成等)の実態、⑪保育者の願い、⑫全保育者での協議(願わないし教育課題の総合・選択)、⑬保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解、⑭保育目標を浸透させるためのその表現の工夫。

その上で、執筆者は、対象6園の園長に、園内資

表1 執筆者が収集した2008年以降出版の保育目標関連著書

| 著者名 | 著書名 | 出版社(者)・年 |
|--------------------|----------------------------------|--------------|
| 磯部裕子 | 教育課程の理論 保育におけるカリキュラム・デザイン (改訂版) | 萌文書林・2008 |
| 河邊貴子(編著) | 新・幼稚園教育要領/新・保育所保育指针对応 教育課程・保育課程論 | 東京書籍・2008 |
| ききょう保育園・諏訪きぬ | ききょう保育園の保育計画(保育課程) | 新読書社・2008 |
| 西久保禮造 | 実践ハンドブック 幼稚園の教育課程と指導計画 | ぎょうせい・2008 |
| 林秀雄(編) | 豊かな保育をめざす教育課程・保育課程 | みらい・2008 |
| 文部科学省 | 幼稚園教育要領解説 | フレーベル館・2008 |
| 阿部和子・前原寛(編著) | 保育課程の研究—子ども主体の保育の実践を求めて— | 萌文書林・2009 |
| 小田豊・神長美津子(編著) | 教育課程総論 | 北大路書房・2009 |
| 保育とカリキュラム編集部(編) | 新指針・新要領 イラスト図解ガイド～保育課程の参考例も解説～ | ひかりのくに・2009 |
| 今井和子・天野珠路・大方美香(編著) | 独自性を活かした保育課程に基づく指導計画—その実践・評価— | ミネルヴァ書房・2010 |
| 北野幸子(編著) | 乳幼児の教育保育課程論 | 建帛社・2010 |
| 倉橋保夫 | 未来を育てる—私立幼稚園の教育と経営— | 倉橋保夫・2010 |
| 柴崎正行・戸田雅美・増田まゆみ(編) | 保育課程・教育課程総論 | ミネルヴァ書房・2010 |
| 伊藤良高 | 保育制度改革と保育施設経営 | 風間書房・2011 |
| 金村美千子(編著) | 新保育課程・教育課程論 | 同文書院・2011 |
| 岸井勇雄・横山文樹 | あたらしい幼児教育課程総論 | 同文書院・2011 |
| 北野幸子(編著) | 保育課程論 | 北大路書房・2011 |
| 松井とし・福元真由美(編著) | 幼児教育課程総論 豊かな保育実践を構想するために | 樹村房・2011 |
| 雑賀竜一 | 地域で1番の園をめざして! 幼稚園の経営を劇的に変える方法 | 少年写真新聞社・2012 |
| 鈴木昌世・佐藤哲也(編) | 子どもの心によりそう保育・教育課程論 | 福村出版・2012 |
| 高橋弥生(編著) | 保育・教育課程論 | 一藝社・2012 |

表2 各園における保育目標案の検討者の関係と設立・建学精神以外の考慮事項

| 園名 | 検討者の関係 | 設立・建学精神以外の考慮事項 | | |
|----|---------------------------------------|--|--|--|
| | | 幼児及び幼児の環境関係 | 保育目標浸透関係 | その他 |
| A園 | 園長が、主任クラス以上2名と、保育者の願いを踏まえつつ協議した上で、決定。 | | | |
| B園 | 園長が決定(他者に相談する可能性はある)。 | ・幼児を取り巻く環境の実態 ・幼児の生活の実態 ・入園している幼児の現実の姿 | ・保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解 ・保育目標を浸透させるためのその表現の工夫 | ・関連施策(認定子ども園になった場合のみ) ・不明用語の意味確認(必要な場合のみ) |
| C園 | 園長が決定。 | | | |
| D園 | 園長の考え方を基本にしつつ、保育者と協議して決定。 | | ・保育目標を浸透させるためのその表現の工夫 | |
| E園 | 園長が、まず自らの考えを保育者に示し対話して、決定。 | ・入園している幼児の現実の姿 | | |
| F園 | 園長が保育者たちと対等に協議し、決定。 | ・幼児を取り巻く環境の実態 | ・保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解 ・保育目標を浸透させるためのその表現の工夫 | |

料から導き出した保育目標案を検討・修正する際に、これら①から⑭の事柄(②については、理事長の考え方を考慮する可能性もあるので、それも加えた)をどれだけ考慮するかについて、半構造化面接を実施した。なお、面接内容は、ICレコーダーで録音

している。期間は、2012年11月6日～12月11日である。

また、①～⑭以外に考慮することがあるかもしれないので、その他に考慮することはないか、後日、電話にて問い合わせた。期間は2013年1月10～11

日である。

これらの調査の結果を整理したものが表2である。なお、検討者の関係については、②と⑪と⑫をどれだけ考慮するかという問に対する回答を根拠としている。また、設立・建学の精神を考慮することは全園共通なので、表中には示していない。

この結果に基づいて、保育目標明確化の際に考慮する事項が異なる園でも、依頼内容に沿って記入していけば、園として最初の保育目標案の検討・修正を実施できると考えられる実用的な資料を考案した。その内容を示したのが、図1である。その中で、教育基本法の観点から検討・修正する部分については、前述の「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について⁸⁾」の記述内容とそれらを取り上げた理由について述べた部分⁹⁾を元に作成している。なお、「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」は、前述のように、実効のある保育目標の案を教育基本法の観点から検討・修正する際に、保育現場において実際に教育基本法の観点について協議し共通理解を得ていくための実用的な資料として、御南保育園において考案されたものである。学校教育法の観点から検討・修正する部分については、前述の山中ら¹⁰⁾と同様な観点を取り入れている。なお、設立・建学の精神については、当然考慮されると考えられるので、この観点からの検討・修正は求めている。また、資料の題は、現在の保育目標からの発展を意識して「〇〇幼稚園の保育目標を再考するための資料」としている。

5. 園としての最初の保育目標案の検討・修正の実施

対象6園の園長に、2013年4月19日から5月10日にかけて、3と4により作成した各園用の資料を提示してその内容について説明した上で、できるだけ早く、その資料に沿って検討し修正部分について記入した後に、FAXで執筆者に返信することを依頼した。その締め切りは、6月6日とした。その資料中の各園の保育目標案については、対象園が特定される可能性が高いので、ここでは取り上げない。

続いて、返信された資料の中で不明な点について園長に電話で問い合わせ協議し、園長の承認を持って、修正の有無や修正内容を確定した。その具体的協議内容についても、保育目標案が明らかになり、対象園が特定される可能性が高いので、ここでは取り上げない。ただし、不明な点として問い合わせたことは、次のとおりである。検討者として記述されている立場の人の人数は几人か、保育目標案の記述を具体的にどのように修正すればよいのか、追加される保育目標案についてどのように記述すればよい

のか、追加される保育目標案の保育内容例は何か、記入されている保育内容はその園でどのように実践されているのか、記入されている保育内容は別の保育目標案に対応しているのではないか、保育内容例の記述を具体的にどのように修正すればよいのか、記述内容の意味するところは何か、回答が質問に対応したものになっていないのではないか。なお、問い合わせの際に、園長に対して、実効のある保育目標についてさらに説明を加えた園が1園あり、また、保育目標の修正案を示して最終検討を行うことを依頼した園も1園あった。

その後、対象6園の園長に、2013年6月6・7日に、4の面接で明らかにした考慮する必要のある事項を実際に考慮して保育目標を明確化したかと、しなかった場合の理由を電話で調査した。4の面接により、各園が考慮する必要のある事項を正確に把握できていたかどうかについての調査である。明確化された保育目標がその園の所属保育者に納得され受け入れられるためには、保育目標案の検討・修正の際に、考慮する必要のあるすべての事項が考慮されて作業が行われる必要があると考えられる。したがって、その時に、その園が考慮する必要のある事項を正確に把握できていたかを調査した。その調査結果を整理したものが表3である。

表3の「検討者の関係」の変更は、職員体制の変更とか基本的なところ以外について参考意見を求めるとか効率を重視してとか最初の段階としてとかが理由である。そのこと自体は、状況に応じて柔軟に対応していることなので、実効のある保育目標の成立上は問題はないと考えられる。ただし、検討・修正前に考慮する事項を正確に把握できるように、面接の仕方を工夫することが今後の課題になる。

表3の「考慮事項」の変更の内、最初の段階として作業効率を考え検討・修正範囲を限定することも、状況に応じて柔軟に対応していることなので、そのこと自体、実効のある保育目標の成立上は問題はないと考えられる。ただし、検討・修正前に考慮する事項を正確に把握できるように、面接の仕方を工夫することが今後の課題になる。

しかし、表3の「考慮事項」の変更の内、検討・修正する時間が足りなかったから、その考慮事項からの検討・修正を次回に回したことは、そのこと自体に問題がある。なぜなら、その園として考慮する必要があると考えられている事項の一部が考慮できなかったことになり、明確化された保育目標が、園の所属保育者に納得して受け入れられるものにならないと考えられるからである。

そこで、時間が足りなかったからその観点から検

〇〇幼稚園の保育目標を再考するための資料

1. 最初の段階での保育目標再考者の確定

再考者を下記のいずれかより選び、() 内に○をしてください。なお、その他については、加えて、[]内に具体的な再考者をご記入ください。

- () 最初の段階は、園長一人で行う。 () 最初の段階は、園長と主任で行う。
 () 最初の段階から、園長と教諭全員で行う。 () 最初の段階から、全職員で行う。
 () その他 []。

2. 保育目標案と保育内容例を示させていただきます。1)～4)の観点から検討し、修正が必要かどうか、修正する場合どう修正するかを[]内にお書きください。

【保育目標案（保育内容例）】（保育目標案等は省略。）

1) 保育の実際からの検討

この保育目標案は、園の実際の保育で目指していることを示せていますか。修正の有無について、[]内にお書きください。（[]は省略。）

2) 教育基本法からの検討——生の観点から（「幼児教育の目的は、人格完成へ至るための基礎を培うことである」という観点から）の検討——

(1) 人格完成へ至る過程についての参考資料

教育基本法は、生涯学習を理念としているので、教育の目的としての人格完成は老年期に実現すると想定できます。そして、この人格完成を、一人ひとりの人間がもつ諸能力・諸特性を最大限かつ調和的に発展させるという一般的にとらえ方¹¹⁾で理解した場合、こうした理想的人間は、人生の発達課題を当然達成しているし、これまで理想的な成熟の仕方として言われてきたことも当然達成しているであろうと想定できます。こうしたことから、人格完成へ至る過程と人格完成へ至るための基礎を培う教育に関する資料として、①～③をあげています。読んでみてください。

①エリック・エリクソン¹²⁾（津守真¹³⁾の解釈）より——誕生から死ぬまでに身につけていくもの——

希望（乳児期）→意志（幼児前期）→目的意識（幼児後期）→有能性（児童期）→所属集団への忠誠（青年前期）→愛（青年後期）→育てる（壮年期）→知恵（老年期）

②ジョン・エリクソン¹⁴⁾より——80歳後半以降に絶望に至らないために必要なもの——

- 心身の健康を維持する（※ 自分の健康管理ができ、体力・気力のある人間に育てる必要がある。）
 ○美しい物への感性とそれを表現しようとする心（※ 美しい物や素晴らしい物や驚くような物に心を動かす感性を育てる、それを表現する人に育てる必要がある。）
 ○謙虚さ（※ 他に生かされている感覚、他に気づかせていただいているという感覚〔感謝につながる感覚〕を育てる必要がある。）
 ○できるだけ他に依存せず、他に与えることを生き方の基本にする（※ 自分で自分の健全な生活を作り、他のための¹⁵⁾活動する人間に育てる必要がある。）

③論語より——30歳より死ぬまでに身につけていくもの（「育てる」から「知恵」への過程）——

社会的に自立する→かなり普遍的な価値観を身につけ、平常心で生きることができる→置かれた状況の中で、自分の特長・力を踏まえて、なすべきことが分かる→人の話が聞ける→思うままに行動していきすぎがない（※ こうした成熟に向かうことのできる人間に育てる必要がある）

(2) 人格完成へ至る過程についての園の考え方があれば、[]内にお書きください。（[]は省略。）

(3) その保育目標案で人格完成へ至るための基礎を培うことができますか。修正の有無について、[]内にお書きください。（[]は省略。）

3) 学校教育法からの検討——幼児の生活を尊重する観点から（幼稚園では、その後の教育の基礎を培うものとして、5つの領域全般で、幼児の心身の発達を助長するという観点から）の検討——

その保育目標案で、5つの領域全般で、幼児の心身の発達を助長することができますか。修正の有無について、[]内にお書きください。（[]は省略。）

4) その他の観点からの検討

その保育目標案を検討・修正する際に、その他に考慮する必要があることがありますか。ある場合は、「ある」の()内に○をした上で、[]内に考慮することと検討後の修正の有無についてお書きください。ない場合は、「ない」の()内に○をしてください。（ある・なしの()と[]は省略。）

以上を終了されましたら、□□まで、FAX（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）でご返信願います。

ご協力ありがとうございました。

図1 保育目標再考のための資料の内容

表3 各園における保育目標案検討者の関係及び考慮事項の変更とその理由

| 園名 | 検討者の関係の変更 | 検討者の関係の変更理由 | 考慮事項の変更 | | 考慮事項の変更理由 |
|----|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------|--|---------------------|
| | | | 幼児及び幼児の環境関係 | 保育目標浸透関係 | |
| A園 | 主任クラス以上が1名に。 | 職員体制の変更。 | | | |
| B園 | | | | 「保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解」と「保育目標を浸透させるためのその表現の工夫」を考慮していない。 | 最初の段階として。 |
| C園 | 主任クラス以上1名が加わる。 | 基本的な所以外の、表現の仕方等について参考意見を求める。 | | | |
| D園 | 主任クラス以上1名のみと協議する。 | 効率を重視。現場と保育者たちの思いの分かっている存在と協議。 | | 「保育目標を浸透させるためのその表現の工夫」を考慮していない。 | 検討・修正する時間が足りなかったから。 |
| E園 | 主任クラス以上1名のみと検討する。 | 若い保育者が多いので、最初の段階として、補佐的立場と二人で。 | 「入園している幼児の現実の姿」を考慮していない。 | | 検討・修正する時間が足りなかったから。 |
| F園 | 園長と主任クラス以上と主任に準ずる保育者の合計6名で協議。 | 最初の段階として。 | 「幼児を取り巻く環境の実態」を考慮していない。 | 「保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解」と「保育目標を浸透させるためのその表現の工夫」を考慮していない。 | 検討・修正する時間が足りなかったから。 |

討・修正をしなかった考慮事項について、再度、その観点から検討・修正を行うことを2013年6月12日に依頼し、同年7月2日までに、回答の返信を依頼し、回答における不明な点について問い合わせ協議した上で、園長の承認を持って保育目標の最終確定を行うことを終了した。その際に不明な点として問い合わせたことは、次のとおりである。検討・修正者に変更があるのではないか、記入されている保育内容はその園でどのように実践されているのか、保育内容例の記述を具体的にどのように修正すればよいのか、記述内容の意味するところは何か、回答が質問に対応したものになっていないのではないか。なお、それまでの検討・修正者は園長と主任クラス以上1名であったが、この残りの検討・修正は園長1名で行っている園が、1園あった。この検討者の途中変更について園長に質問したところ、二人で行う時間的余裕がなかったことが理由であるが、判断上の問題はないということであった。また、目標よりも目標に向かって歩むプロセスそのものが大切であるという意見が加えられていた園が1園あった。そのことに対しては、この度の作業は、保育目標そのものの意味するところを周りの人たちにも分かるようにする作業であると説明して、理解を得た。ここに至り、園の最初の段階としての実効のある保育目標を得ることができたわけである。

6. 選定6私立幼稚園でのリサーチにより定式化される実効のある保育目標の明確化手順に関する考察
 ここまでの作業から、実施した手順全体における課題や問題点とそれらへの対処について考察し、そ

の結果を踏まえて、実効のある保育目標の明確化手順の定式化を行う。

一連の作業を混乱することなくスムーズに進めていくためには、保育目標案の検討・修正段階での検討者や考慮事項の変更は、職員体制の変更というやむを得ない場合を除いて、生じないようにする必要がある。

そのための対処として、「検討者の関係の変更」部分に関しては、考慮事項に関する面接の際に、明確に「最初の段階」について問う形にすると共に、「②園長の考え方」と「⑩保育者の願い」と「⑫全保育者での協議（願わないし教育課題の総合・選択）」について、いっしょにどれだけ考慮するかを問い、その中で、主任クラス以上や主任に準ずる保育者の立場も問うことにする。そうすれば検討者と検討者それぞれの立場を最初に確定できる。続いて、「考慮事項の変更」の中の、最初の段階として検討・修正範囲を限定するという変更についても、考慮事項に関する面接の際に、明確に「最初の段階」について問えば、解消できよう。さらに、検討・修正する時間が足りなかったから生じた考慮事項の変更についても、途中で進捗状況を確認し、必要に応じて、期間を延長したり助言したりすると共に、資料の最後の「その他の視点からの検討」の所で、確実にその考慮事項による検討・修正が行われるように、園ごとに、その他の考慮事項を一つ一つ独立させて検討・修正を依頼する形に図1を変更することにする。これらの対処を行えば、検討者や考慮事項を途中で変更することは、解消されると考えられる。

以上から、園長の見解、保育者による協議、地域

社会・保護者の声の各点について、他の私立幼稚園より重視していると考えられるという観点から選定した6私立幼稚園において、実施したアクション・リサーチにより、実効のある保育目標明確化手順が次のように定式化できる。

(1) 対象園の保育に関する資料として、次のものを収集する。カリキュラム、年間の指導計画が分かるもの（年間指導計画か期間指導計画）、園日より1年間分（園の目指すことが変わっていない場合、前年度のものでも良い）、園の保育の特色を示すその他のもの（例えば、ホームページを印刷したもの、園紹介パンフレット、入園案内、入園ハンドブック、記念誌、園長の考え方を記したもの、園紹介記事、週案書式の記入例）、所属保育者がビデオカメラで園の保育を記録したもの（園が重視している保育及びそれぞれの時期の園の特徴的な保育の記録と、自由活動か設定保育かの内で記録の少ない方の追加記録）、不明な点についての聞き取り内容。加えて、2か月に1回程度、各園で保育実践を見学し、必要に応じてビデオカメラ等で記録も行う。資料収集期間は、園の保育全体を把握する必要があるので、約1年間とする。

その上で、これらの資料から、現在の保育目標の具体的な中身を追求する方向性で、実効のある保育目標案を導き出す。

(2) 園として最初に、園内資料から導き出された保育目標案を検討・修正する際に、次の①から⑮の事柄をどれだけ考慮するかについて、各園の園長を対象に半構造化面接を実施する。①設立・建学の精神、②園長の考え方、③保育者の願い、④全保育者での協議、⑤幼児を取り巻く環境（家庭、地域社会）の実態、⑥幼児の生活の実態、⑦入園している幼児の現実の姿、⑧保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解、⑨保育目標を浸透させるためのその表現の工夫、⑩関係法規や関係施策、⑪幼児教育に関する専門的知識の裏づけ、⑫地域社会の願い、⑬保護者の願い、⑭園環境（施設、設備、保育者の年齢構成等）の実態、⑮その他（ここでの①から⑮の順番については、4の面接時と変更している。その理由は、より考慮すると考えられる事柄を前に位置づけると共に、いっしょに問う方が適切と考えられる事柄を連続させるためである。）。なお、②と③と④については、いっしょにどれだけ考慮するかを問い、その中で、主任クラス以上と主任に準ずる保育者の立場も問う。また、⑮については、①から⑭以外のこ

とが考慮される可能性があるので設ける。

(3) それまでの成果から、図1の2の3)までを作成する。その際、図1の「1」の最初の段階での再考者について、(2)により現時点での該当者が確定するので、次のように書式を修正する。「1. 最初の段階の再考者は、〇〇（該当者記入…執筆者注）と思われます。人事等により不都合等がある場合、お知らせ願います。」また、4)以降に、園ごとに、その他の考慮事項に基づく検討・修正を依頼する項目を一つ一つ独立して設けて、保育目標案を再考するための資料を完成させる。

(4) 園としての最初の保育目標案の検討・修正を実施するために、園ごとに作成した資料を提示し、その内容について説明した上で、検討・修正する作業を依頼し、回答を得る。そして、その回答における不明点について問い合わせ協議した上で、最終的には、園長の承認を持って、最初の段階の実効のある保育目標を確定する。なお、各園での検討・修正作業が順調に進むように、進捗状況を確認しつつ、必要に応じて期間を延長したり助言したりする。

以上の手順については、他園においても活用されて、修正する必要があるかどうかの確認と、修正が必要な場合の修正・発展が必要である。このことが、今後の課題である。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費（24531005）の助成を受けて行ったものである。

引用文献・注

- 1) 山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 135-144頁。
- 2) 渡邊祐三・横松友義「実効のある保育目標を保護者に説明する手順の開発—私立御南保育園でのアクション・リサーチ—」『家庭教育研究』15, 2010年, 45頁。
- 3) 横松友義「私立幼稚園職員を対象に実効のある保育目標明確化の必要性を説明するための資料の概要の開発」『岡山大学大学院教育学研究科研究論集』156, 2014年, 23-31頁, 参照。
- 4) 秋田喜代美「学校でのアクション・リサーチ—学校との協働生成的研究」秋田喜代美, 恒吉僚子, 佐藤学（編）『教育研究のメソドロジー—学校参加型マインドへのいざない』東京大学出版会,

- 2005年, 163-183頁。
- 5) 山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 135-144頁。
- 6) 横松友義・渡邊祐三「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園文化創造アドバイザーの支援に関する考察」『岡山大学大学院教育学研究科研究論集』141, 2009年, 29-42頁。
渡邊祐三・横松友義「実効のある保育目標と保育全体の理論的枠組みを前提にした保育課程編成手順の開発—私立御南保育園でのアクション・リサーチをとおして—」『カリキュラム研究』19, 2010年, 85-98頁。
- 7) ここでいう「五感を開く」とは、「五官で世界に触れて感じることを繰り返す中で、五感をより豊かなものにしていく」という意味である（山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 141頁）。
- 8) 横松友義・渡邊祐三「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園文化創造アドバイザーの支援に関する考察」『岡山大学大学院教育学研究科研究論集』141, 2009年, 35頁。
- 9) 同上書, 31頁。
- 10) 山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 135-144頁。
- 11) この理解については、例えば、次の著書で述べられている。田中壮一郎監修 教育基本法研究会編著『逐条解説 改正教育基本法』第一法規, 2007年。坂田仰『新教育基本法〈全文と解説〉』教育開発研究所, 2007年。
- 12) E.H.エリクソン 仁科弥生訳『幼児期と社会 1』みすず書房, 1977年, 参照。実際の資料では、この注は各頁の脚注の形で示されている。
- 13) 津守真『保育者の地平』ミネルヴァ書房, 1997年, 参照。実際の資料では、この注は各頁の脚注の形で示されている。
- 14) E.H.エリクソン・J.M.エリクソン 村瀬孝雄・近藤邦夫訳『ライフサイクル, その完結〈増補版〉』みすず書房, 2001年, 参照。実際の資料では、この注は各頁の脚注の形で示されている。
- 15) この資料では、「の」となっているが、正しくは「に」である。

